

佐久市

いじめ防止等のための基本的な方針

令和6（2024）年4月改定

佐久市

佐久市教育委員会

目 次

はじめに.....1

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向 2

1 いじめとは..... 2

2 いじめ防止等の目指す方向 5

3 いじめ防止等に対する考え方 5

II いじめの防止等のための対策 8

1 佐久市の取組 8

2 佐久市教育委員会の取組 11

3 学校の取組..... 13

4 重大事態への対応 20

別表1 いじめ防止等のための基本的な方針等（作成例）24

別表2 『いじめの防止等のための基本的な方針』に基づくフロー図.....25

別表3 インターネットいじめ対応フロー図.....26

別表4 重大事態発生時の報告・調査 （佐久市立学校）27

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されるものではありません。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの集団でも、起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験している現実があります。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、傍観者として見て見ぬふりをする存在も、いじめを深刻化させるとともに、それぞれの立場となった全ての子ども達の心身の健全な発達の大きな妨げとなります。

そこで、佐久市では、子どもの権利が理解、尊重されるとともに、全ての子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境をつくること、社会全体の責務と捉え、「いじめは絶対に許さない」という強い決意の下、市、市教育委員会、学校、保護者、地域及び関係機関がそれぞれの役割とその責任を自覚し、以下のとおりいじめの根絶に向けた取組を進めてまいりました。

平成26年 佐久市「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定

令和元年 佐久市「いじめ防止等のための基本的な方針」の一部改訂

令和5年 「佐久市こどもの権利条例」(令和5年佐久市条例第16号)を制定

令和5年 「佐久市いじめから子どもを守る条例」(令和5年佐久市条例第15号)を制定

こうしたことから、佐久市は、子どもを取り巻く社会情勢の変化や今日までの取組、本年3月に「佐久市こどもの権利条例」及び「佐久市いじめから子どもを守る条例」が制定されたこと等を踏まえ、基本的な方針について、その内容のアップデートを図るとともに、よりきめ細やかな対応に努めるため、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号 以下「法」という。)第12条※に基づく「佐久市いじめ防止等のための基本的な方針(以下「市基本方針」という)」を改定します。

※いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめとは

(1) いじめの定義

法第 2 条において、次のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 市基本方針における学校の範囲

市基本方針における「学校」の範囲は、「佐久市学校設置条例」(平成 17 年条例第 195 号)に規定する佐久市立の小中学校とします。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様は次のようなものがあります。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」から）

いじめの態様はこんなに多様であるとともに、中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、直ちに警察に相談することが必要なものもあります。

また、これらのいじめは、人の目に付かないように隠れて行われることが多く、また、大人や他の人からは分かりにくかったり、一見ふざけ合いや、些細なトラブルと捉えられ見逃されてしまうことがあります。

しかし、このようないじめを見逃してしまうと、繰り返されたり、より内容がエスカレートしたり、複数人からのいじめに発展するといったこともあり、子ども達の様子や、些細なサイン・SOS をどう受け取り対応していくかが非常に重要となっています。

(4) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況を客観的に確認するなどして、複数の者で行う必要があります。

そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、些細なけんかやふざけ合いであっても軽視せずに、いじめの可能性のある現象について広く認知の対象とすることが必要です。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結び付けることが重要です。

また、いじめを受けた児童生徒や周辺の児童生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力、特に自分が辛いとき、悲しいときに SOS を出す力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築き、いじめを訴えやすい環境、訴えを受け止められる体制となるよう努める必要があります。

(5) いじめが解消している状態の定義

いじめは、単に加害者の謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目

安にかかわらず、学校の設置者又は学校のいじめ対策組織の判断に基づき、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(国の「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋)

(6) いじめの背景

いじめには、多様な背景、要因が考えられますが、例えば、次のような状況が挙げられます。

ア 児童生徒相互の人間関係の難しさや、教職員・保護者等と信頼関係がうまく築けず自己肯定感が育ちにくい。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分に味わえない。

イ 新型コロナウイルス感染症によるパンデミック※などの影響により、異年齢で遊んだり、地域の行事や活動に参加する機会が大きく減少し、社会性や協調性が育ちにくい。

ウ 様々な人との心のふれあいの時間の減少や、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめを絶対に許さない」といった規範意識が育ちにくい。

エ パソコンやスマートフォン、ゲーム機など様々な情報端末(メディア機器)の発達により、SNS※等を通して様々な相手と顔を見ることなく簡単にコミュニケーションが取ることができるとともに、匿名による書込みも可能であり、誹謗中傷など相手の気持ちを考えない嫌がらせが起こりやすくなっている。

上記のような状況もいじめの要因として捉え、いじめの早期発見、早期対応に努めることはもとより、児童生徒を取り巻く社会環境・状況の変化にも注視し、未然防止の取組を進める必要があります。

※パンデミック：感染症の世界的大流行

※SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと

2 いじめ防止等の目指す方向

①いじめの未然防止

すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重し、自己肯定感や他者への思いやりを持つことができる豊かな心を育みます。

②いじめの早期発見

児童生徒自身が抱えきれない悩みを SOS として出せる心を育むとともに、児童生徒のサインや SOS を見逃さずに受け止めます。

③適切な対応

いじめが起きたときは、児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、関係者が連携して組織的に対応します。

3 いじめ防止等に対する考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることであり、全ての児童生徒、教職員に関係する問題です。全ての児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、次の視点を大切に、いじめの未然防止に取り組みます。

ア 児童生徒に「いじめを絶対に許さない」、「いじめは卑劣である」、「いじめられてよい子は一人もいない」といったことや、自分の命も他の人の命も、ともに尊く、かけがえのない大切なものであることについて理解を促します。

イ 全ての児童生徒が、仲間とともに学校生活を作り上げていく中で、それぞれの子どもの良さが輝き、充実感や自己有用感※が持てるよう教育活動を展開するとともに、自己肯定感※を育むことにより、不安やストレスに適切に対処できる力を育成します。

※自己有用感：「人の役に立った」「人から感謝された」「人から認められた」など、自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れることで生まれる、自己に対する肯定的な評価のこと

※自己肯定感：ありのままの自分を肯定する感覚のこと

ウ 全ての児童生徒が、他者に対して思いやりや、気遣いの心を持ち、様々な人や、集団と関わりながら、互いを理解し、ともに学習や活動に打ち込めるよう取り組みます。

エ 全ての児童生徒が、互いに安心して楽しく、学習だけでなく、遊びや、課外活動、部活動などの活動に取り組めるよう、環境を整えるとともに、教職員等の資質・能力の向上に努めます。

(2) いじめの早期発見

学校、家庭、地域の大人が連携していじめを見逃さないことが大切であり、いじめが起きてしまったときに少しでも早く発見ができるよう、次の視点を大切にして、いじめの早期発見に取り組みます。

ア いじめは人の目に付かないように行われたり、一見、いじめと気づかれなかったりするなど、分かりにくく見えにくいことを理解した上で、児童生徒の些細な変化やサイン、SOSを見逃さずに受け止め、いじめを軽視することなく、積極的に認知できるよう取り組みます。

イ 児童生徒の変化やサイン、SOSを逃さずに受け止めるためには、教職員と児童生徒及び保護者との信頼関係が築かれていることが重要であり、普段からお互いに相談しやすく、また連携がとれる関係づくりに取り組みます。

ウ 児童生徒自身が、抱えきれない悩みを誰かに「相談できる」、「相談してもいい」というSOSを発信できる力を育むことが重要であることから、SOSの出し方に関する教育を推進するとともに、そのSOS受け皿となる学校でのアンケートの実施や、相談窓口の周知、対応の充実に取り組みます。

(3) 適切な対応

実際にいじめが発生し、発見した場合に、速やかに対応ができるよう、次の視点を大切にして、適切な対応に取り組みます。

ア いじめが起きた場合には、まず、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に考え徹底して守るとともに、児童生徒の気持ちに寄り添い、心のケアに努めます。

イ 学校でいじめが発見された場合には、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが重要であることから、そのための対応マニュアルなどを作成するとともに、学校全体で、対応方針について共通理解を図った上で、いじめの解消、再発防止に向けた適切な組織対応ができるよう取り組みます。

ウ 学校での取組や指導をより効果的にしていくためには、保護者の理解と協力が欠かせないことから、保護者との信頼関係の構築や連携に努めるとともに、事案によっては、市教育委員会と学校が一体となり、医療機関、児童相談所、警察、弁護士、地方法務局等の関係機関との適切な連携を図ります。

エ いじめをした加害児童生徒については、教育的配慮の下、その健やかな育ちを支えるため、いじめをした事実を振り返り、相手の気持ちが十分に理解できるような指導に努めるとともに、加害児童生徒の保護者の理解と協力を得ることで、より効果的・継続的な支援による再発防止等に取り組みます。

Ⅱ いじめの防止等のための対策

1 佐久市の取組

(1) 関係条例の制定

令和5年3月に「佐久市こどもの権利条例」(令和5年佐久市条例第16号)、「佐久市いじめから子どもを守る条例」(令和5年佐久市条例第15号)をそれぞれ制定し、全市一丸となっていじめから子どもを守っていくこととしています。下記に条例の一部を抜粋して掲載します。

佐久市こどもの権利条例

(こどもの持つ権利)

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、生まれたときから権利を持つ人として、大切に守られなければならない。

2 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが健やかに成長していくために次に掲げる権利を尊重するものとする。

(3) 守られる権利 こども自身が、自分若しくは家族の国籍、性別、出身、障がい又は家庭の状況等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることなく、虐待、いじめや暴力等を受けずに、安心して生きていけること。また、困ったときやつらいときには、相談しやすい環境の中で相談できる機会が与えられること。

佐久市いじめから子どもを守る条例

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての子どもに関係する問題であることに鑑み、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが子どもの心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、保護者、市民及び関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 子どもは、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のために必要な施策を講じなければならない。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する子どもの保護者、市民及び関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する子どもがいじめを行うことのないよう、当該子どもに対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に当該子どもをいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域において子どもを見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して生活することができる環境をつくるよう努めるものとする。

2 市民は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認められる場合は、市、教育委員会、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(2) 組織の設置

ア 市教育委員会では、以下の組織を設置し、いじめ防止のための対策に取り組めます。

佐久市いじめ問題対策連絡協議会

根拠： 法第14条第1項、いじめから子どもを守る条例第10条

構成員： いじめ防止等に関係する行政機関の職員及び団体の代表者

任務： 協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連絡調整を行うとともに、当該機関及び団体の連携の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進に関し、市教育委員会の諮問に応じて調査審議をする。

佐久市いじめ問題調査対策委員会

根拠： 法第14条第3項

構成員： 識見を有する者（弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等）

任務： 委員会は、次に掲げる事項について、市教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

①いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査研究に関すること。

②法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。

イ 市では、以下の組織を設置し、いじめ防止のための対策に取り組めます。

佐久市いじめ問題再調査委員会

根拠： 法第30条第2項

構成員： 識見を有する者（いじめ問題調査対策委員会とは重複しない）

任務： 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査の結果についての再調査を行うものとする。

2 佐久市教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止

ア 教育活動の充実

- ・ 教育相談員による学校訪問と支援会議への参加、情報 交換の実施
- ・ 「いじめ不登校等担当者会」によるいじめ防止に関する情報共有と啓発
- ・ インターネット上のいじめの未然防止のため、「Saku Kids メディア Safety」※などと連携したメディア教育の推進
- ・ 自己肯定感や他者への思いやりを持つことができる豊かな心を幼児期から育むため、幼保小連絡協議会や幼保小連絡会などを通じた連携の推進

イ 研修の充実

- ・ 「いじめ不登校等担当者会」における担当者研修の実施
- ・ 発達障がい等、多様な特性を持つ児童生徒への理解と支援のため、教職員の「インクルーシブ教育」への共通理解を図るとともに、特別支援教育に係る研修の実施
- ・ 教職員自身が互いの違いや多様性を認められる正しい人権意識を身に付けるため、教職員人権同和教育研修の実施

(2) いじめの早期発見

ア 早期発見に向けた取組への支援

- ・ 「Q-U」※又は、「学校環境適応感尺度(アセス)」※を用いた児童生徒理解への支援
- ・ 1人1台タブレット端末を活用した、子ども SOS 相談フォーム「タッチ(TOUCH)」の運用
- ・ 中学生向け自殺予防啓発事業として、市保健師直通電話「陽だまりハートライン」設置
- ・ 「チャイルドライン」※など多様な相談窓口との連携

※Saku Kidsメディア Safety：佐久市PTA連合会を中心に構成される、ネットやゲームといった電子メディアとの上手な付き合い方について、啓発活動等を行う団体

※Q-U：学校生活における生徒個々の意欲や満足度、および学級集団の状態を測定する検査。不登校傾向やいじめ被害にあっている子どもの早期発見にも効果がある

※学校環境適応感尺度(アセス)：子どもたちの学校における適応感を多面的に測定するためのアンケート。Q-Uと同様に、不登校傾向やいじめ被害にあっている子どもの早期発見にも効果がある

※チャイルドライン：いじめや児童虐待など、悩みを持つ子どもからの相談に対し電話カウンセリングを行う活動

イ 相談体制の充実

- ・「コスモス相談」※等の相談体制の整備及び周知
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用促進
- ・ チャレンジ教室における、ふれあい登校支援活動と相談の連携

ウ SOS の出し方に関する教育の推進

- ・ 市の健康づくり推進課と連携し、中学校における保健師による自殺予防ミニ講話の実施
- ・ 中学校教職員を対象にしたゲートキーパー※研修の実施

(3) 適切な対応

ア 学校における状況の把握と支援

- ・ 毎月の「いじめ発見・対応等の報告」による各学校の状況の把握
- ・ 深刻化、重大化の懸念がある事案について、市教育委員会指導主事の派遣や支援会議への参加、助言の実施
- ・ 必要に応じて、学校と連携した調査・対応の実施
- ・ 教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣による学校支援の実施
- ・ 学校におけるいじめ対応フロー図(案)の作成、提供 【別表2】

イ インターネットや SNS によるいじめへの対応支援

- ・ 「いじめ不登校等担当者会」における事例研修の実施
- ・ 学校におけるインターネットいじめ対応フロー図(案)の作成、提供【別表3】
- ・ インターネットや SNS 等への不適切な書き込み等が発見された場合の対応への指導・助言

ウ いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的対応

- ・ 必要に応じた「学校教育法」(昭和22年法律第26号)第 35 条第 1 項による「出席停止措置」の検討
- ・ 児童生徒の就学校の変更や学級編制替えの検討

※コスモス相談：市教育委員会が実践している児童生徒の不登校・いじめ・就学などの諸問題や子育てに関する教育相談
※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる者

(4) 家庭、地域との連携

ア 広報・啓発活動

- ・ 保護者向けに子どもの自殺予防、悩んだ時の相談窓口等のチラシの配布
- ・ 市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るための、市民向け講座や人権・男女共生フェスティバルなどの開催
- ・ コミュニティスクール※等の仕組みを活用した、いじめを含む課題解決に向けた取組の推進

(5) 関係機関、団体との連携

ア 設置組織の活用

- ・ 必要に応じ、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等により構成される「佐久市いじめ問題調査対策委員会」の設置
- ・ 「佐久市いじめ問題対策連絡協議会」による、関係機関及び団体との連携の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進に係る協議

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定【別表1】

学校は、法第13条の規定に基づき、市基本方針を参酌の上、その学校の実情に応じた、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。

また、社会の変化や保護者、地域、児童生徒の声なども参考にし、適時見直しを行います。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第22条の規定に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置します。

※コミュニティスクール：これまで地域と学校が連携して築き上げてきた子どもを育てる取組を土台とし、新たに地域住民が
①学校運営参画、②学校支援、③学校評価を一体的・継続的に実践していく仕組み

(3) いじめの未然防止

ア 「主体的・対話的で深い学び」につながる授業改善

- ・ 「子ども」、「教材(題材)」、「学習の過程」の3視点に基づく教材研究の充実
- ・ 授業がもっと良くなる3観点「ねらい」、「めりはり」、「見とどけ」を大切にした授業展開
- ・ 学習環境を整える(出欠席確認、聞き合う態度の醸成、児童生徒への声掛け、時間を大切にする意識、欠席者への配慮など)
- ・ 全職員が「わかる授業づくり」に努め、具体的な授業を通して、教科指導、学習規律、生徒指導等の観点から情報共有等を行い、児童生徒が学びの充実感や達成感を大切にした授業づくり

イ 道徳教育、体験活動の充実

- ・ 教育活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性、自他の生命の尊重、自己肯定感や他者への思いやりの心などの基盤となる道徳性を養う
- ・ 生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識を育てるための、自然体験活動や集団宿泊体験など、様々な体験活動の実施

ウ 人権同和教育、福祉教育の充実

- ・ いじめや差別についてのアンケート調査の実施
- ・ 人権同和教育週間などを捉え、校長講話など、児童生徒の人権意識の高揚に向けた取組の実施
- ・ 長野県弁護士会が実施する「いじめ予防事業」の活用
- ・ 市教育委員会が主催する人権啓発作品公募への作品の応募
- ・ 福祉の心を育む福祉体験学習の実施

エ 情報モラル教育の実施

- ・ 教育活動全体を通じて、インターネット上の情報を扱ったり、インターネット上に情報を載せたりする場合などの、ルールやモラルの周知の徹底
- ・ 市教育委員会及び「Saku Kids メディア Safety」が実施するメディアに関するアンケートの結果の活用

オ 職員研修の充実

- ・ 教師自身が児童生徒と接する際に、人権感覚を大切にした対応、指導を行うための研修の実施
- ・ 様々な特性やルーツ、生育環境、性的指向、性自認等を持つ児童生徒がいることを理解し、それぞれに合った支援ができるよう、各学校に状況に応じた研修の実施
- ・ インターネットや SNS 等の利用におけるモラルに関する研修の実施
- ・ 「傾聴」、「共感」、「受容」など、カウンセリングマインドを生かした教育相談を進めるための研修の実施

カ 仲間とともに学べる力の育成

- ・ 小グループ、ペア学習等の工夫と実践
- ・ 心理教育の導入と実践(構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、対人関係ゲーム等)
- ・ 日々の生活や各種行事における集団活動の工夫と充実

(4) いじめの早期発見

ア 日常活動を通じた取組

- ・ 日常的に児童生徒の表情を観察し、必要に応じて声がけをしたりすることができるよう、子どもと向き合う時間の確保
- ・ 日記や生活記録をもとに対話をするなど、児童生徒の気持ちの変化の把握
- ・ 学年会や教科会での情報交換の実施
- ・ 小中高連絡会等での連携をとおした切れ目のない支援の実施
- ・ 子ども SOS 相談フォーム「タッチ(TOUCH)」をはじめとした、相談窓口の明示や周知、相談箱の設置など、児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを誰かに伝えられる工夫や取組の実施

イ いじめ早期発見アンケートの実施

- ・ アンケートによる児童生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握及び面談の実施

- ・ 児童生徒一人ひとりの学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握

ウ 相談体制の充実

- ・ 児童生徒、保護者が気軽に相談できる相談窓口の工夫と、校外の相談窓口の周知
- ・ 市教育委員会指導主事や教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーらとの積極的な連携

エ SOS の出し方に関する教育の推進

- ・ 市の健康づくり推進課と連携し、中学校における保健師による自殺予防ミニ講話の実施
- ・ 職員のゲートキーパー研修の実施

(5) 適切な対応

ア いじめ対応マニュアルの策定

- ・ 具体的な対応手順をはじめとした教職員の共通理解の促進

イ いじめに対する措置【別表2】

- ・ 教職員や保護者などは、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校への通報やその他の適切な措置をとること
- ・ 学校は、通報を受けたときや在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を市教育委員会に報告すること
- ・ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に実施すること
- ・ 必要に応じ、いじめを行った児童生徒の別室指導・出席停止の措置を検討し、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにすること
- ・ いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と

共有するために連絡を取り合ったり、会合を持つなどして必要な措置を講ずること

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、直ちに市・県教育委員会に報告し、市教育委員会・所轄の警察署と連携した対処を行うこと
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、市・県教委教育委員会・所轄の警察署に通報し、適切な援助を求めること

【参考】 いじめへの対応のポイント

☆いじめを受けた児童生徒には☆

いじめを受けた児童生徒への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。

- 受容→つらさや悔しさを十分に受け止める。(傾聴の姿勢)
- 安心→具体的な支援内容を示す。(教師は絶対的な味方)
- 自信→良い点を認め励まし、自信を与える。
- 回復→人間関係の確立を目指す。(交友関係の醸成)
- 成長→自己理解を深め、成長を促す。(自立の支援)

☆いじめを行った児童生徒には☆

その場の指導に終わることなく、いじめがなくなるまで、注意深く継続して指導していく必要がある。

- 確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
(はっきり確認がとれるまでは、頭ごなしに決めつけない)
- 傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞く。(受容的態度)
- 内省→いじめを受けた児童生徒のつらさに気づかせる。自分の良さや弱さに向き合う時間もつくるようにする。
(いじめは絶対にいけないことの指導)
- 処遇→課題解決のための援助を行う。(いじめのエネルギーの善用を図る)
- 回復→役割体験等を通じて所属感を高める。(成長への信頼)

☆いじめを受けた児童生徒の保護者には☆

教師と保護者の、いじめに対する基本的認識のズレが生じないよう連携を図る。

- いじめの事実を正確に伝える。
- 学校はいじめを受けた児童生徒を守りぬくという姿勢を示す。
- 信頼関係を構築する。→傾聴の姿勢を大切にし、保護者の思いをくみ取り共感する。
- 具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。→被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼

☆いじめを行った児童生徒の保護者には☆

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- 事実をきちんと伝える。
- 保護者の心情を理解する。(怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安など)
- 子どもの立ち直りを目指し、具体的な助言を与え、協力を依頼する。

☆学級には☆

教師は、学級において「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を示す。

- 具体的事実に基づいて話し合う。(当事者の了解・配慮)
- 被害児童生徒の心情に寄り添うと共に、加害児童生徒も学級集団に取り込むようにする。
- いじめの行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、思いやりを基盤とする学級づくりをめざす。
- 意図的・継続的に学級に働きかけ、指導していく。
- 連帯感の育成、人間関係づくりを重視する。(自己存在感)

☆関係機関との連携☆

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん、各関係機関との連携を図る。

- 校内いじめ防止対策委員会を中心に、教育委員会など関係機関の指導を受ける。
- 学校・家庭・関係機関(相談機関・警察等)との連携を日頃から図っておき、学校内外の相談窓口の周知を図る。いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認をしておく。

(6) 家庭、地域との連携

ア 広報・啓発活動

- ・ PTA 等とも連携し、いじめ防止や人権、情報モラルに関する保護者研修会の実施
- ・ 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表し、対応方針、連携の共通理解
- ・ コミュニティスクール等の仕組みを活用し、地域の人材に学校運営に参画していただくとともに、地域の行事などを通して、児童生徒も地域と関わることにより、地域全体で子ども達を見守る体制づくりの推進

(7) 関係機関・団体との連携

ア 日常活動における連携

- ・ 必要に応じた市・県教育委員会、医療機関、児童相談所、警察、心理、福祉等に関する専門家等と情報交換・提供

(8) 学校評価への位置付け

学校いじめ防止基本方針を、それぞれの学校のホームページに掲載し、周知します。また、各学校の実情に即して適切に機能しているかの点検を行い、必要に応じて見直しを図ります。

さらに、学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。その際、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して改善に取り組みます。

4 重大事態への対応 【別表4】

次に規定する重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底的に守るとともに、市基本方針及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)・「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月文部科学省)に基づき、適切かつ真摯に対応します。

法第28条第1項に規定される重大事態

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童等が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査する。

(1) 学校の対応

ア いじめられた児童生徒の安心・安全の確保

イ 重大な事態が発生した旨を市教育委員会・県教育委員会に速やかに報告

ウ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置

エ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施

オ 上記結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供

カ 必要に応じて関係機関等への支援の要請

(2) 市教育委員会又は学校の対応

ア 重大事態発生時の報告・協議

- ・ 学校からの報告を受けた市教育委員会は、速やかに市長に報告

イ 調査主体の判断

- ・ 学校主体の調査でよいか、市が主体の調査にするかを判断

ウ 調査組織

- ・ 学校が調査主体となる場合は、校内における「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて専門家等を加えて組織
- ・ 当該いじめ事案と特別の利害関係を有しない者の参加により、公平性・中立性・客観性を確保
- ・ 市教育委員会が主体となる場合は、「佐久市いじめ問題調査対策委員会」が調査組織となる

エ 調査の実施

- ・ 調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生の防止
- ・ 調査主体(市教育委員会又は学校)は、調査組織による調査に全面的に協力する
- ・ 当該重大事態に至る要因について、因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聞き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、かつ網羅的に明確にする
 - ➡いじめ行為が、「いつ、だれから、どのように行われたのか」、「いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校や教職員はどのように対応してきたのか」客観的な事実関係を調査
- ・ 万が一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合には、ご遺族の気持ちに十分配慮しながら、自殺に至った背景を調査する。その際には、「国の基本方針」の「自殺の背景調査における留意事項」、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針(改訂版)(平成27年7月文部科学省)等を参考とする

オ 調査結果の提供及び報告

- ・ 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時かつ適切な方法で報告、説明する。そのため、いじめを受けた児童生徒及び保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことが必要
- ・ 情報の提供や調査結果の報告に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供すること。ただし、個人情報の保護を理由に説明を怠るようなことが無いよう留意する
- ・ 調査組織は、調査結果を速やかに、市教育委員会又は学校に報告するとともに、学校は市教育委員会へ、市教育委員会は市長に速やかに報告する。その際に、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、所見をまとめた文書を提出した場合には、調査結果の報告に添える

カ 調査結果を踏まえた措置

- ・ 市教育委員会は、調査結果に基づき、市教育委員会、学校のいじめ対応等について再発防止に向けた検討を行う
- ・ 市教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置、スクールカウンセラーの派遣など、県教育委員会とも協議し、積極的に学校を支援する

(3) 市長による対応

ア 再調査

- ・ 市長は、市教育委員会から調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の防止のため、必要があると認めるときは「佐久市いじめ問題再調査委員会」を設置し再調査を行う
- ・ 市は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を報告する必要がある

イ 再調査の結果を踏まえた措置

- ・ 再調査を行った場合には、市長は、再調査の結果を議会に報告する
- ・ 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする

【別表 1】

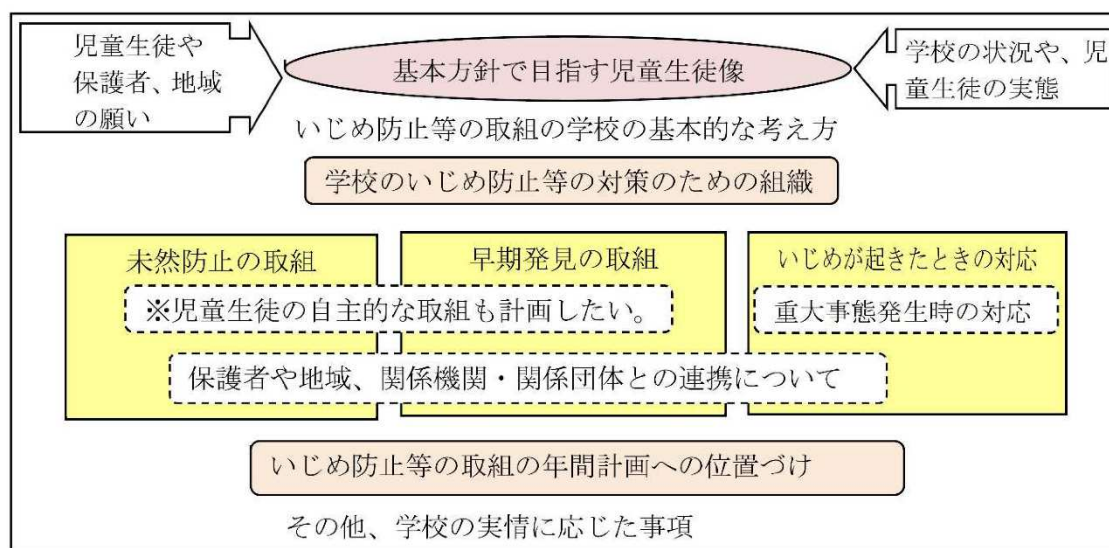
佐久市立〇〇学校 いじめ防止等のための基本的な方針等（作成例）

※（佐久市いじめ防止等のための基本的な方針 13 ページ参照）

1 策定の必要性

学校は、法第 13 条の規定に基づき、市基本方針を参酌の上、その学校の実情に応じた、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。

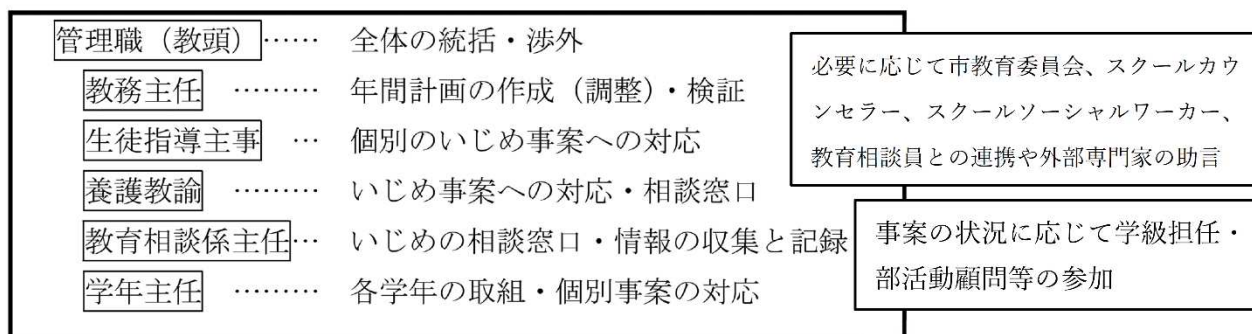
2 学校いじめ防止等のための基本的な方針の項目例



3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第 22 条の規定に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置します。

《イメージ図（例）※すべてにおいて構成員全員が集まる会議である必要はない。》



事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に拡充を図ることが大切です。

【別表2】

『いじめ防止対策推進法』（平成25年法律第71号）、『いじめの防止等のための基本的な方針』に基づくフロー

佐久市立〇〇学校 いじめ対応フロー図 令和〇年〇月〇日

事案発生！『いじめ』にかかわる情報を確認(法23条第1項)

◎児童生徒・保護者からの相談 ◎教職員からの報告 ◎アンケートの記述 ◎他校・地域から



『校内いじめ対策委員会(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・学年主任・学級担任等で組織)』(法22条、法23条第2項)を開催し、事実関係の確認に着手

- ①「被害者」からの聞き取り、②必要に応じて周囲の児童生徒からの聞き取り、③「加害者」からの聞き取り、の順で“速やかに”“複数の職員で”行い、事実に食い違いがないかを確認をする。
- ①②③の内容を合わせ、情報を整える。

『事実の確認といじめの確認』

聞き取り記録を基に、「被害者」が述べた行為について、事実確認を行い、いじめがあったか確認する。

事実確認によりいじめがあったと確認した場合

- ・「いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又は、その保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的行うものとする」の規定にのっとり、措置を開始する。(法23条第3項)
- ・被害者に対する支援を、だれがどのように行うかを決定する。また、その結果を被害者の保護者に伝える。
- ・加害者に対して、どのような指導を、だれがどのように行うかを決定する。

事実確認によりいじめがあったと確認できない場合

- ・いじめを確認できなかった経緯を「被害者」に丁寧に説明する。また、それについての意見を聞き取る。
- ・同様に、「被害者」の保護者にも経緯と理由を説明し、それについての意見を聞き取る。
- ・「加害者」の保護者についても、経緯と理由を説明し、それについての意見を聞き取る。
- 引き続き、「被害者」「加害者」となった担任は児童生徒の関係や様子を注意深く観察し、校内の生徒指導報告等の場面で教職員に情報を共有する。

『いじめ対応協議』

- ◎対応チーム(校内いじめ対策委員会を中心に編成)による対応協議
 - ①被害者の児童生徒とその保護者の心情に配慮した対応を基本に協議
 - ②連携を検討(教育委員会・SC・SSW・教育相談員)
- ※③外部専門機関のアドバイスによる対応を検討(警察、弁護士、有識者)

『教育委員会へ報告と情報共有』

- ◎事案発生の報告と対応について報告。(法23条第3項)

『被害児童生徒・保護者への対応』

- ・被害者が安心して学校生活を送れるような体制をつくる。
- ・被害者に説明をし、不安や疑問はないかを聞き、対応策を考える。
- ・被害者の保護者に対して、いじめと認定した結果を知らせ、支援の体制を整えることを伝え、同時に保護者に対しての支援の在り方についての意見を聞き取る。

『加害児童生徒・保護者への対応』

- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。(基本方針5号)
- ・加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として 教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。(基本方針30号)
- ・複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。(基本方針、別添2の7号)
- ・いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく教育的配慮に十分に留意しいじめた児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。(基本方針、別添2の8号)
- ・加害者の保護者に対して、いじめをしていたと認定した結果を知らせ、「事実に対する保護者の理解や納得を得た上」、加害者の指導の体制をとることを伝え、同時に保護者に対して協力をもとめ、継続的な助言を行う。

『継続的支援』

- 心のケアと児童生徒の関係修復
- ・可能であれば、児童生徒どうしの謝罪と和解を行う。
- ・可能であれば、保護者どうしの謝罪と和解を行う。
- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とし見守り続ける。(基本方針30号)

※加害者に、他校の児童生徒がいた場合

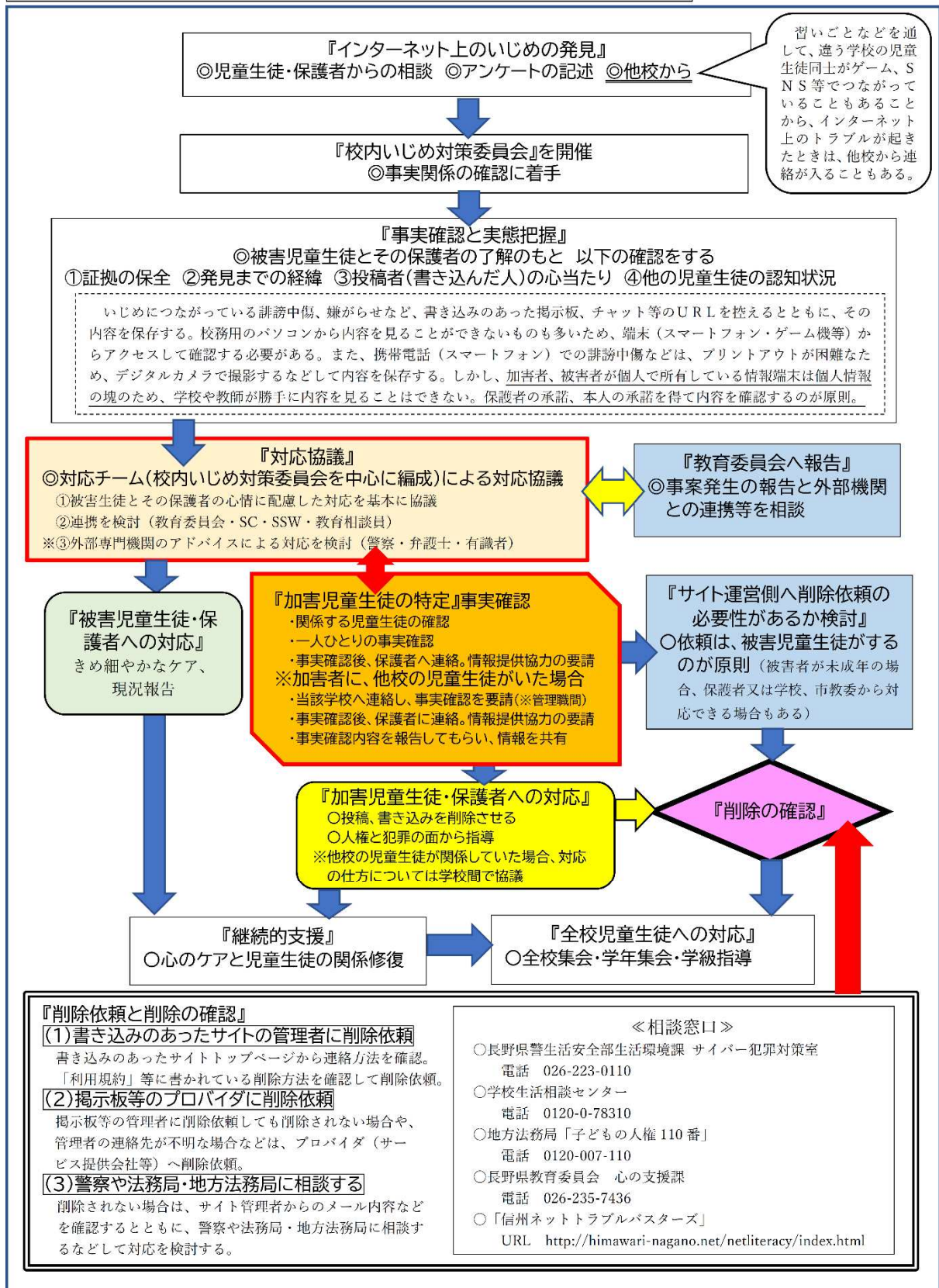
- ・当該学校へ連絡し、事実確認を要請(※管理職間)
- ・事実確認後、保護者に連絡。情報提供協力の要請
- ・事実確認内容を報告してもらい、情報を共有

『いじめが起きた集団への働きかけ』

いじめを見ていた児童生徒 に対しても自分の問題として捉えさせる。たとはいじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。またはやしたてるなど同調していた児童生徒に対してはそれらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(基本方針、別添2の8号)

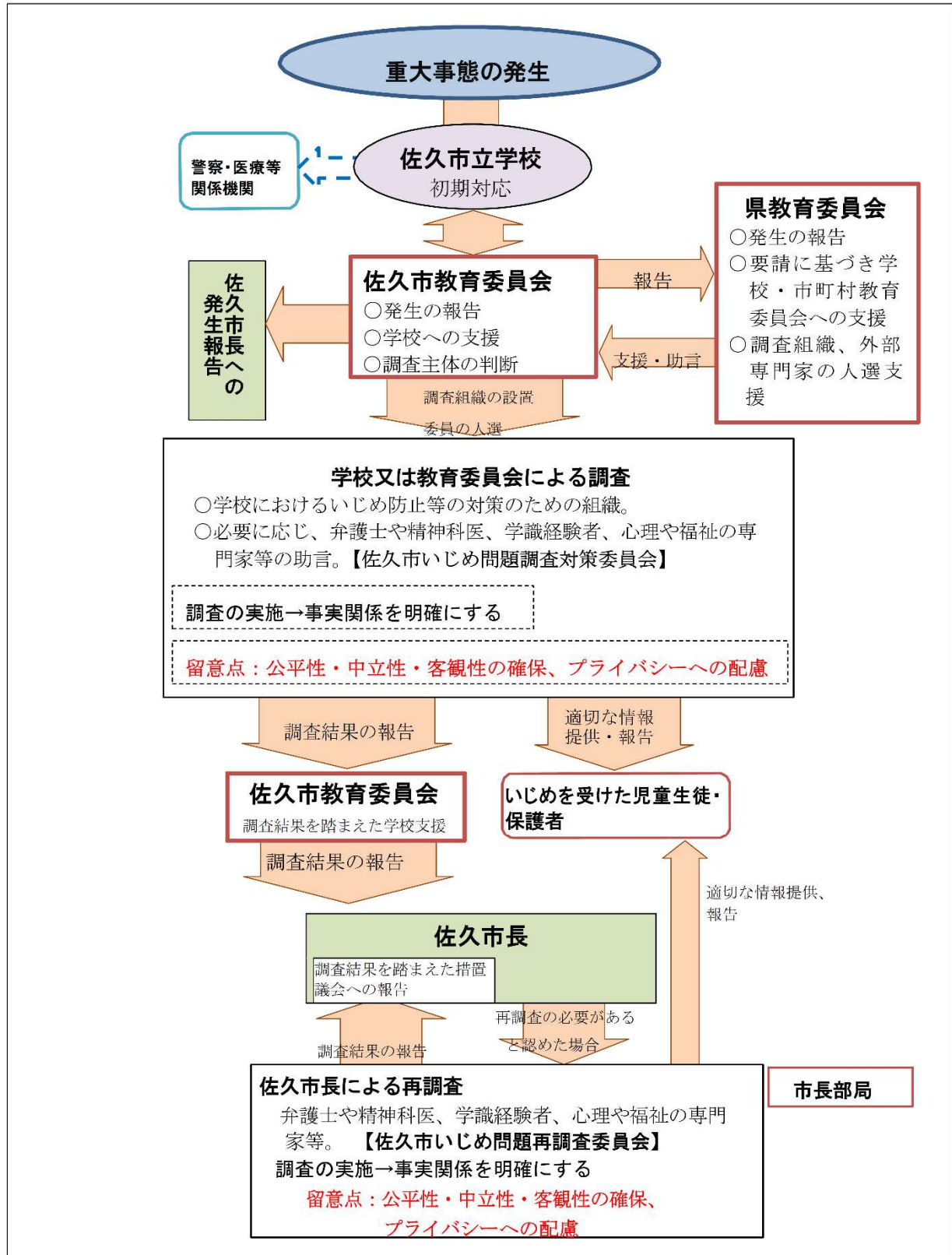
【別表3】

佐久市立〇〇学校 インターネットいじめ対応フロー図 令和〇年〇月〇日



【別表4】

重大事態発生時の報告・調査（佐久市立学校）



【方針におけるいじめ対応記載ページ早見表】

○いじめと思われる事案が発生した場合の対応

市教育委員会 ⇒ 12ページ 適切な対応

学校 ⇒ 16ページ 適切な対応

25ページ 別表2 『いじめの防止等のための基本的な方針』に基づくフロー図

26ページ 別表3 インターネットいじめ対応フロー図

○重大事態が発生した場合の対応

市教育委員会、学校、市長 ⇒ 20ページ 重大事態への対応

27ページ 別表4 重大事態発生時の報告・調査
(佐久市立学校)



佐 久 市

佐久市いじめ防止等のための基本的な方針

平成26年策定 令和6年4月改定

佐久市教育委員会
